

平成十八年三月三日受領
答弁第九八号

内閣衆質一六四第九八号

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による対中国情報収集活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による対中国情報収集活動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の原博文氏が、平成八年に逮捕され、平成十五年まで中華人民共和国北京市において収監されていたことは、外務省として承知している。本件に関する報道を受けて、海外邦人安全課及び第一国際情報官室において、対外応答要領を作成した。

三について

御指摘の判決文の写しを保有している。

四並びに五の（１）から（５）まで、（７）及び（９）について

外務省が行っている情報の収集の内容等については、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

五の（６）について

外務省が行っている情報の収集の内容等については、具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。なお、平成七年当時の国際情報局長は高島有終

氏であり、同氏はドイツ語を研修した。

五の（８）について

減刑を希望すること等を内容とする嘆願書については、在中国日本国大使館において中国語から日本語に翻訳した上で、外務本省に報告された。